

セミナー開催のご報告

去る10月21日金曜日に当社の4階セミナー室において、ビジネスセミナーを開催しました。今回は、2月に行われた『平成23年度改正税法セミナー』を受講された方からのご要望により『改正税法セミナー具体策編』と題して、次の内容での開催となりました。



- ① 6月30日改正内容解説
- ② 東日本大震災復興財源等に係る税制改正大綱による改正見通し
- ③ 安全で効果的な節税方法
- ④ 知られていない相続税増税と対策
- ⑤ 知られていない年金削減と対策
- ⑥ 節税対策（相続税、贈与税、自社株評価額対策、所得税、法人税）

2時間という短い時間で、かなり盛りだくさんの内容だったため、休憩時間も取らずに進行されましたが、皆さん熱心に受講されていました。

今回は、お忙しい中26名ものお客様において頂き、誠にありがとうございました。今後も定期的にセミナーを開催いたしますので、次回も多数のご参加をお待ちしております。

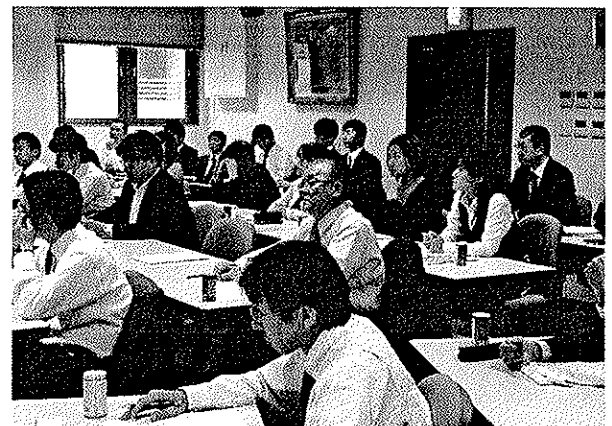
経営に役立つメールマガジン

永田経営グループでは、定期的に皆様のお役に立つような記事をメールマガジンでも発行しております。

経営、労務、税務、会計、マーケティング、業種別情報等様々な情報を提供させていただきます。全て2、3分程度で読め、すぐ実践していただける内容ばかりです。ぜひ、ご覧ください。

なお、配信ご希望の方は、mm@nagatakaikei.co.jp宛に空メールを送信してください。

パソコン用メールアドレスのみとなりますので、ご了承ください。



回収不能な売掛金は貸倒損失を計上しよう！

長い間にわたって回収できない売掛金が資産計上されていませんか？
倒産など明らかに回収不能な理由がある場合は、期末に貸倒損失を計上することができます。しかし実際は、「督促しても連絡がとれない」「何度督促しても支払ってくれない」など売掛金の回収に労力を使うケースが多いと思われます。

そこで、「ある方法」を使えば、回収不能になった売掛金を経費で処理することができます。

「ある方法」とは何だと思いませんか？

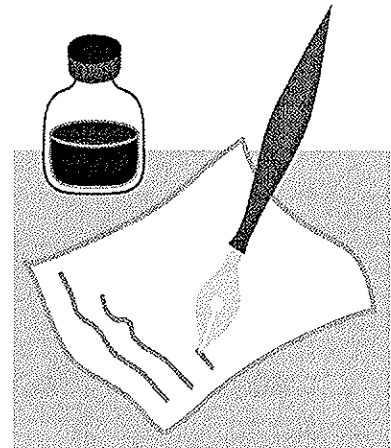
【 内容証明で放棄する旨を書面に 】

それは「内容証明等でその売掛金を放棄する旨を書類で残す」ということです。回収の見込みがないのなら、自らが放棄してしまえば経費に落とすことが可能なのです。ここでの重要事項は、

「売掛金を放棄する旨の書類を期末までに提出することが必要」ということです。実情を勘案した上で、

「本当に放棄しても構わない売掛金かどうか」をしっかりと判断することが大切。売掛金を放棄したら1円も自社には入ってきませんが、放棄せずに残しておけば、少しでも回収できる可能性があります。一部を回収してから未回収部分を経費処理することも可能なのです。

これからの時代、売掛金の滞留が経営上重くのしかかる可能性があります。
ときにはこうした発想の転換も必要なのかもしれません。



【 継続して取引していた販売先で1年以上入金がない場合 】

継続して取引していた販売先で1年以上入金がない場合、備忘価格を1円以上残せば売掛金のほぼ全額を貸倒損失として計上することができます。ただし、

- ① 債務者との取引を停止した時以後1年以上経過した場合
- ② 法人が同一地域の債務者について有する当該売掛債権の総額がその取り立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、当該債務者に対し支払いを督促したにもかかわらず弁済がないとき

などの前提がありますので、詳しくは弊社担当へお尋ねください。

